

公 告

このたび、県営土地改良事業を施行すべきことを申請したいから、土地改良法第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地内にある農用地の所有者でその農用地について耕作もしくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者でその農用地又は土地について、この県営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年2月18日までに飯南町農業委員会に申し出られたい。

令和8年2月10日

申 請 人

(代表者) 飯石郡飯南町 上米島 463

古岡 秀

飯石郡飯南町 上米島 420-2

高橋 稔

飯石郡飯南町 上米島 387-3

松田 馨

飯石郡飯南町 上米島 397-2

田村 謙二

飯石郡飯南町 上米島 470

加藤 時子

記

1 地区名及び事業名

七面大地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池整備事業））の土地改良事業計画の概要

2 土地改良事業計画概要書

別添のとおり

3 事業費の負担区分及び地元負担の予定基準

（１） 事業費の負担区分

事業費：千円、負担率：％

事業費及び負担区分		工事費	事務費
事業費		324,000	16,200
負担区分	国	55.0%	—
	県	34.0%	100.0%
	市町村	10.0%	—
	受益者	1.0%	—

※ただし、国・県・市町村負担率については、毎年度各議会において決定されるため、変動することがある。

（２） 地元負担の予定基準

受益農地につき、地積割で賦課する。